

# 山梨県公報

第七十六号

令和二年

三月二日

月曜日

## 目次

告示

- 道路の区域変更……………八三
- 道路の供用開始……………八三

公告

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………八三
- 令和二年度前期技能検定の実施……………八四
- 令和二年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………八七
- 換地計画の決定……………九三

## 告示

### 山梨県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二日

- 一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 四百十一号  
三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一地从先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一地从先まで	旧	一一・五 一一二・五	八三九・五
	新	八・〇 四五・八	七一五・〇

## 公告

### 山梨県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所所峡北支所において、この告示の日から令和二年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府韮崎線	区 間 一 韮崎市本町三丁目四二四六番 二 地先から 三 韮崎市本町三丁目四二四六番 四 地先まで	四・三	令和二年三月二日

●大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セイビドー 代表取締役 奥石丈夫 山梨県甲府市丸の内二丁目五番八号 外二十三者	株式会社セイビドー 代表取締役 奥石君加 山梨県甲府市丸の内二丁目五番八号 外二十三者	変更後
-----	--	--	-----

- 3 変更の年月日 令和元年十二月二十日外
- 三 届出年月日 令和二年二月十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年七月二日まで

● 令和二年度前期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和二年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	铸铁铸物铸造作业法	铸铁铸物铸造作业
金属热处理	一般热处理作业法	一般热处理作业
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシ	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業

形	プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業	木製建具手加工作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業	家具手加工作業
建設機械整備	なし	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業	配電盤・制御盤組立て作業
電子機器組立て	なし	なし	なし
ダイカスト	なし	コールドチャンネルダイカスト作業	コールドチャンネルダイカスト作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業	内外装板金作業
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業	構造物鉄工作業
金属プレス加工	なし	なし	なし
放電加工	数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業	数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
	ニングセンター加工法	数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンター作業	数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンター作業

石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法 化粧フィルム施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業

塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和二年六月八日(月)から同年九月十三日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和二年六月一日(月)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械 検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	令和二年七月十二日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 2 三級 金属熱処理	令和二年八月二十三日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	令和二年八月三十日(日)
一級及び二級 铸造 放電加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り	令和二年九月六日(日)

熱絶縁施工 表装 フラワー装飾

- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手續

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
  - (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
  - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
  - (3) 健康保険被保険者証
  - (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
  - (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
  - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
試験手数料

(一) 実技試験

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和二年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (3) 一の検定職種につき九千二百円
- (4) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは

同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。(4)に掲げる者を除く。一 の検定職種につき一万二千百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和二年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)一 の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一 の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和二年四月六日(月)から同月十七日(金)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で作付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和二年八月二十八日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。 )又は同年十月二日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(電話〇五五―二三三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和二年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和二年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期(令和二年四月一日から同年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。 )又は後期(同年十月一日から令和三年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。 )の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
機械検査	なし	なし

ダイキャスト	なし	ホットチャンネルダイキャスト作業 コールドチャンネルダイキャスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
タイル張り	なし	なし

型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	ボード仕上げ施工法	ボード仕上げ工事作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ローター式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ローター式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセン	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業

婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めっき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	タ加工法
なし	なし	プリント配線板製造法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし	金型仕上げ法 機械組立 仕上げ法	電気めっき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	なし	なし	なし
なし	なし	プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンネルダイカスト作業 コールドチャンネルダイカスト作業	なし	金型仕上げ作業 機械組立 仕上げ作業	電気めっき作業	機械板金作業	内外装板金作業	なし	なし	マシニングセンター作業

左官	とび	かわらぶき	建築大工	造	造	パン製造	石材施工	形	製本	印刷	箱製造	器具製作	家具製作	寝具製作
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工法 石張り施工法	プラスチック成形法 射出成形法 プロー成形法	なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工作業 石張り作業	プラスチック成形作業 射出成形作業 プロー成形作業	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製箱作業 段ボール箱製箱作業	なし	なし	なし



製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト
なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	回転電機組立て法 変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	なし	なし
なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作業	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業

内装仕上げ施工	防水施工	送施工	コンクリート圧	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	かわらぶき	建築大工	造	ハム・ソーセージ・ベーコン製	パン製造	石材施工	プラスチック成形
プラスチック系床仕上げ	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工法 石張り施工法	圧縮成形法 射出成形法 ブロー成形法
プラスチック系床仕上げ工	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工作業 石張り作業	圧縮成形作業 射出成形作業 ブロー成形作業

工業包装	なし	なし	なし	なし	なし	なし	施工法 カーベット系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法	事作業 カーベット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし
表装	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ウエルポイント	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
サッシ施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
熱絶縁施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

2 受検資格

- (一) 1 (一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (二) 1 (二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (三) 1 (三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものと

する。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センタ

1

四 受検申請の手續

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万八千二百円
- (二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二三三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（大草地区第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和二年三月三日から同年三月三十一日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年四月十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から同年九月二日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番